裁判長認印

令和２年特(わ)第８５８号等

第１回公判前整理手続調書（手続）

被告人氏名	A	大川原化工機株式会社
		同代表者代表取締役　大川原 正明　（不出頭）
	B	大川原　正明　（不出頭）
	D	島田　順司　（不出頭）
被告事件名	ABD	外国為替及び外国貿易法違反，関税法違反
公判前整理手続をした年月日		令和３年６月２３日
公判前整理手続をした場所		東京地方裁判所第８１３号法廷
公判前整理手続をした裁判所		東京地方裁判所刑事第１３部
裁判長裁判官		平出喜一
裁判官		須田雄一
裁判官		赤瀬柚紀
裁判所書記官		長谷川健夫
出頭した検察官		駒方和希
出頭した弁護人	ABD	小林貴樹（主任）
出頭した弁護人	ABD	鄭一志
出頭した弁護人	ABD	河村尚
出頭した弁護人	ABD	瀬川慶
出頭した弁護人	ABD	趙誠峰

今後の進行等

裁判長

双方から進行に関する上申書及び意見書をいただいたが，双方とも，長谷川証人と新地証人の尋問は証拠開示が決着するまでは実施でき

ないと考えているということでよいか。

検察官，弁護人ら

そのとおりである。

裁判長

裁判所としては，検察官の冒頭陳述を後に追加することはあるとしても，冒頭陳述ができないとは考えていない。また，青木証人，藤井証人，東郷証人の尋問は，過去の事実関係を聞くのであれば，証拠開示前に実施できると考えている。他方で，弁護側の証人の尋問を先に行うのはおかしいであろう。

検察官

起訴の時点で認識していたものとは異なる問題点が浮上していると考えている。貨物等省令３要件ハの解釈に関連して，噴霧乾燥器がどのような状態にあるときに滅菌又は殺菌できることを要するのかについて，噴霧乾燥器の内部に物がない状態を想定していたが，弁護側の証拠を踏まえ，粉体が製造された後の状態を前提として再検討している。

弁護人ら

従前の検察官の書面にも「製造した場合」と記載されており，粉体が製造された後の状態が問題になっていることは，当然，共通認識になっていると考えていた。

裁判長

検察官が主張する事情は，期日を遅らせる理由にはならないのではないか。また，経済産業省の担当者等は，後に再度尋問を行うことになっても仕方がないであろう。

裁判所としては，公判期日を予定していた７月１５日と７月１６日のいずれかを公判前整理手続期日とし，８月３日に第１回公判，８月５日に青木証人の尋問を行うことを考えているが，いかがか。

弁護人ら

異存はない。

検察官

検討する。

弁護人ら

本日した証拠開示命令請求について，証拠の標目は検察官が明らかにしていただきたい。

検察官

証拠の標目を開示することは検討する。

裁判長

遅くとも７月中には，証拠開示について検察官の意見をいただきたい。

検察官

了解した。

裁判長

裁判所が作成した争点整理案について，何か意見はあるか。

検察官，弁護人ら

特に意見はない。

指定した次回期日

令和３年７月１６日 午後１時３０分

令和３年７月 8 日

東京地方裁判所刑事第１３部

裁判所書記官　　長谷川　健　夫